

気象警報発表時の対応について

令和8年5月28日改訂
岐阜県立土岐紅陵高等学校

対応の大原則

『気象警報発表時には、自宅待機・学校待機など、安全確保を最優先した対応をとる』

そのために、以下の2つを最優先した行動をとること。

- (1) 自分自身で、その時の状況に応じた最も適切な判断をする。
- (2) 危険箇所には近づかない。

また、適切な判断をするために、平常より次のことを確認しておくこと。

- (1) 自分の通学経路の危険箇所
- (2) 緊急時における家族との連絡方法

【気象警報】 暴風警報、大雨浸水警報、河川氾濫警報、土砂災害警報、大雪警報等すべての気象警報

【気象警報発表地域】 土岐市及び、各自の居住地、通学経路地域、洪水浸水想定区域

【気象警報の発表情報の収集手段】

- (1) 各自が、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等から得る。
- (2) 居住する自治体の防災無線や広報車等から得る。

【1】登校前に気象警報が発表された場合

土岐市及び、各自の居住地、通学経路地域(氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域)すべての気象警報の解除があるまで自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所で待機する。

【2】登校途中に気象警報が発表された場合

- (1) 帰宅と登校で安全な行動を選択する。
- (2) 状況によっては公共施設への避難など安全な行動をとる。

【3】登校後に気象警報が発表された場合 [(3)の場合は、帰宅後は必ず学校に連絡する]

- (1) 学校の指示があるまで校内で待機する。
- (2) 保護者の迎えを待つ。
- (3) 学校の指示により帰宅。

【4】多治見地区の気象警報が解除された場合

- (1) 午前6時30分までに気象警報が解除 → 平常授業
- (2) 午前6時30分以降に気象警報が解除 → 当日の授業は中止
(学校連絡メールを確認すること)
- (3) 上記(1)(2)において、各自の居住地及び通学経路地域の気象警報が解除されない場合
→ 自宅で待機し、午前6時30分までに気象警報が解除されしだい通学経路の安全性等を確認したうえで登校する。
- (4) 気象警報の状況で前日に休校を判断する場合もある。
(学校連絡メールを確認すること)

【5】気象警報が発表されていない場合、危険が大きいと判断される場合[必ず学校に連絡する]

- (1) 気象警報が発表されていない場合、登校中に気象警報が発表されることが予想され、登校に危険があると判断される場合には、自宅で待機し、その旨を学校に連絡すること。
登校途中に同様な判断をした場合は、【2】に従うこと。
- (2) 気象警報が発表されていない場合、危険が大きいと判断される場合には、授業の開始時刻を遅らせたり、中止したりする場合がある。その場合は、学校連絡メールを確認すること。